

# 米沢市おためし暮らし体験プログラム

米沢市への移住を検討している方や、米沢市での生活を体験してみたい方に対し、宿泊料と一時預かり保育料の一部を補助します。  
受け入れ組数には上限がありますので、お早めにお申し込みください。

## ➤ 対象者

- ・おためし滞在開始前に米沢市の移住担当者との相談を行った方
- ・おためし滞在開始前に補助金の申請書を作成し、米沢市移住担当者の確認を受けた方
- ・米沢市での滞在期間中に、地域活動への参加、移住相談または、生活環境の確認等を目的とした活動ができる方

## ➤ 対象経費

### ①市内の宿泊料

※宿泊料とは標準的な食事付きの料金（食事の有無は選択可）とし、追加料理、サービスまたは付帯施設の利用料金等は含みません。

### ②指定の保育園の一時預かり保育料

- ・指定保育園について

おのがわ保育園ドレミ館	米沢市小野川町 1770-1
青空保育たけの子	米沢市大字上新田 1166
おひさまえん	米沢市直江町 4-14
やまびこ園	米沢市大字口田沢 3216

## ➤ 補助金額

### ▶宿泊料

#### ① 市内ホテルに宿泊する場合

⇒1人あたり1泊4,000円または宿泊料の2/3のいずれか低い額 × 宿泊数

宿泊料補助の算定方法

(例) 1泊1人当たりの宿泊料が8,000円で3名で2泊した場合

$$8,000 \text{ 円の } 2/3 \times \text{ 宿泊数 } \times \text{ 人数 } = \text{ 補助額 }$$

$$4,000 \text{ 円 } \times 2 \times 3 = 24,000$$

※宿泊料の2/3が4,000円を超える場合、補助額は4,000円となります。

#### ②農家民宿に宿泊する場合

⇒農家民宿の宿泊料(1回2泊3日まで)

農家民宿に宿泊する場合、申請者は宿泊料を負担する必要がありません。

▶一時預かり保育料

児童1人につき1回あたり2,000円または保育料の2/3のいずれか低い額  
利用回数は同一年度中に10回までです。

×利用回数

農家民宿に宿泊する場合、一時預かり保育の利用はできません。

➤ 提出書類

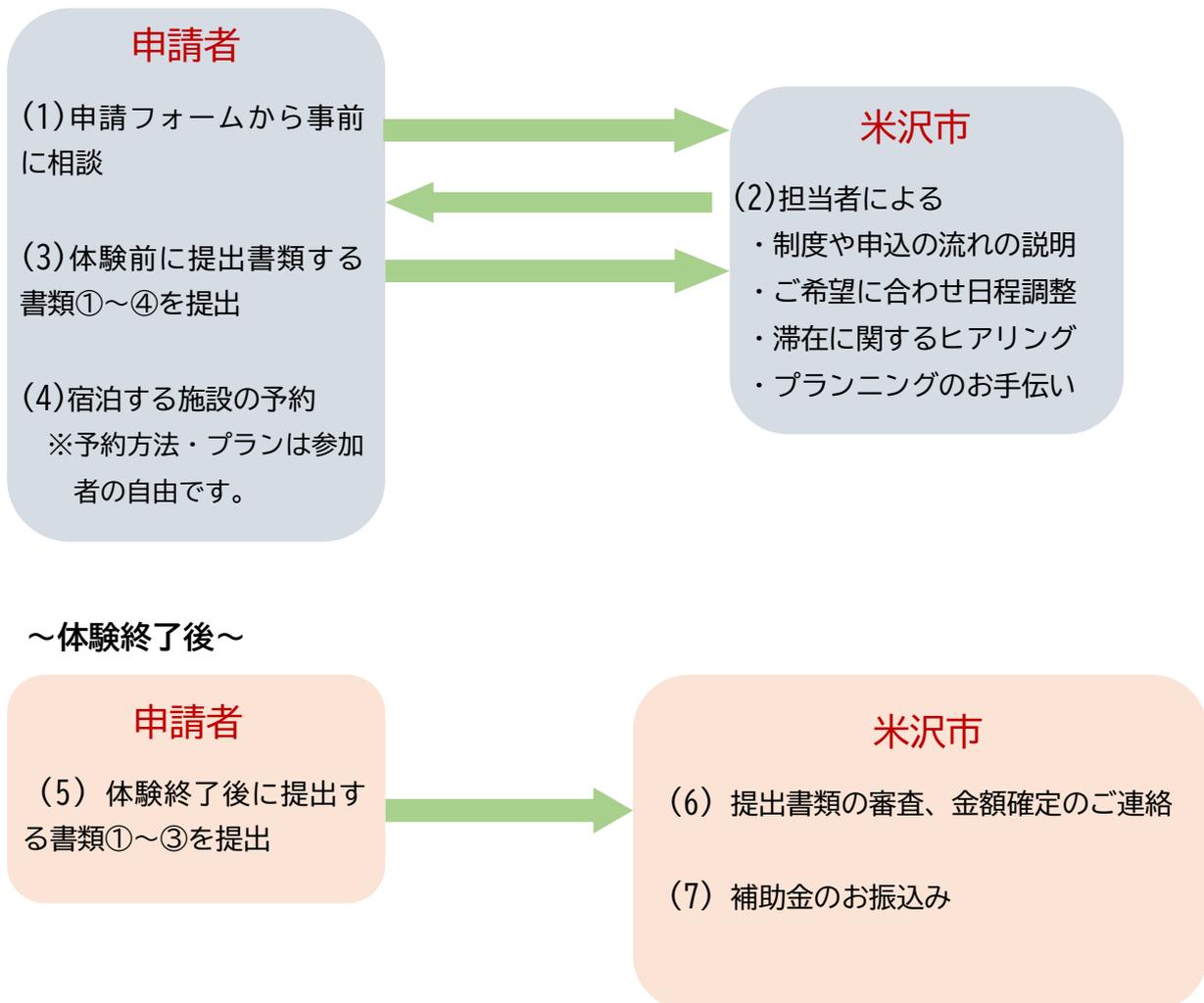
—体験前の提出書類—

- ① 補助金交付申請書
- ② 現地活動計画書
- ③ 現地活動に関する同意書
- ④ 現在お住まいの住民票 等

—体験後の提出書類—

- ① 実績報告書
- ② 現地活動の報告書
- ③ 対象経費の分かる領収書 等

➤ 事業の流れ



## ➤ Q&A

Q1. 宿泊施設はどこでも良いのですか？

⇒市内のホテル※<sup>1</sup>か、農家民宿です。米沢市への滞在目的をもとに、どちらかをお選びいただけます。

※<sup>1</sup>旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく届出がなされている施設に限る。

Q2. 宿泊数に制限はありますか？

⇒同一年度中に最大9泊10日までです。

Q3. 参加人数に制限はありますか？

⇒制限はありませんが、多くの方に利用いただきたいため、観光目的や大人数でのご利用はお控えください。

## ➤ 留意事項

- ◇ 予算が無くなり次第終了となります。
- ◇ 米沢市までの交通費や、滞在中の食費、レンタカー代等は自己負担です。
- ◇ 市内ホテルの予約手段やプランは選択自由で、申請者ご自身でご予約をお願いします。
- ◇ 農家民宿に宿泊する場合は、ご予約前に必ず事前にご相談ください。
- ◇ 各移住体験活動について、申請者自身で活動の状況を写真撮影し報告書と併せて提出していただくことがあります。

### 問い合わせ先

担 当： 米沢市役所地域振興課 移住担当

T E L： 0238-22-5111(内線 2805)

メール：[chiiki-ka@city.yonezawa.yamagata.jp](mailto:chiiki-ka@city.yonezawa.yamagata.jp)